

《回答を記入する前に必ずお読み下さい》

【留意事項】

1. この調査は、建設業における下請取引等の適正化を図るため、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて実施するものですので、**必ず回答して下さい。**
2. 調査は書面回答ではなく**オンライン（WEB）による実施**となります。なお、調査票は「Ⅰ元請負人の立場で回答する設問」、「Ⅱ下請負人の立場で回答する設問」、「Ⅲ賃金等についての設問」で構成されています。
3. この調査は、**令和5年7月1日から令和6年6月30日**における、貴社と他の建設会社（元請業者や下請業者）との取引の状況（**災害対応等の緊急工事は除く。**）について、各設問の回答方法に従って**最も当てはまる番号**に○印を記入して回答して下さい。**下請負人としてのみ取引している場合や、民間工事のみ行っている場合も調査の対象となります。**
4. 貴社の回答から、発注者や元請負人等に貴社が特定されるなどの不利益が及ぶことはありませんので、ありのままをご回答頂きますようお願い致します。
5. 報告に当たっては代表者による回答内容の確認を行って下さい。
6. ご回答いただく設問は、前の設問で選んだ選択肢によって異なります。**設問ごとのガイド（選択肢の後に「⇒」で表示）に従ってご回答下さい。ガイドがない場合は、次の設問にお進み下さい。**
7. この調査における「元請負人」「下請負人」の意味については、以下のとおりです。その他、この調査に対して不明な点がある場合には、参考資料3ページ以降に掲載している「よくある質問」を参照して下さい。

通 称	発注者	→	元請業者	→	一次下請業者	→	二次下請業者	→	三次下請業者
この調査（建設業法）上での 呼称			元請負人	→	下請負人				
					元請負人	→	下請負人		
							元請負人	→	下請負人

※下請負人に警備業務、運搬業務、資材の納入売買のみを行っている業者は含みません。

8. **後日、回答内容について確認させて頂く場合がありますので、ご回答いただいた調査票の画面キャプチャを2年間保存して頂きますようお願い致します。**